静岡県労働研究所
第 4 回定期総会
会場　静岡経済産業会館

2007 年 8 月 26 日
静岡県労働研究所
理事　種本　良彦

生活保護と最低賃金問題で共同行動を

ただいま紹介していただきました静岡労働研究所の種本です。

それでは「生活保護と最低賃金問題で共同行動を」という提言をおこないます。

国税庁の「税務統計から見た民間給与の実態調査」によれば、2000 年と 2005 年の 5 年間に民間労働者の平均年収は 242 万円も引き下げられています。また、正規から非正規への置き換えなどで年収 300 万円以下の労働者が 1692 万人と約 200 万人も増大し、民間労働者の 37．6 ％に達しています。また、「ワーキングプア」といわれる、働いても貧困から抜け出せない労働者は、全国で 800 万世帯に達しているといわれています。その一方で「法人企業統計」によれば企業の当期純利益は史上最高益を更新し、この間に 2．75 倍も膨らんでいます。

こうした貧困と格差の拡大はいま大きな社会問題となっています。この背景には財界や大企業による徹底したリストラやコスト削減、人員整理と非正規労働者へり置き換え、また賃金の引き下げがあります。それにあわせて、労働法制を改悪してこれを支援し、社会保障制度の連続改悪と増税などで労働者と国民に「痛み」を強いる「構造改革」路線があります。したがって貧困と格差の根本的解決をはかるためにはこれらの原因を取り除かなければなりません。つまり、財界や大企業に社会的責任を果たさせるとともに政府に対して必要な法整備をさせる必要があります。

そこでわたしはいまお話した原因に迫る運動にとりくむとともに緊急に労働者と国民生活をまもる最低のセーフテーネットである生活保護や年金、最低賃金制度の改善をはかる必要があるとおもいます。きょうは生活保護と最低賃金の問題で関係者の共同行動を提言したいとおもいます。その第一として生活保護制度の改善運動と最低賃金制度の改善運動を一体的に取り組む必要があるとおもいます。現在の生活保護制度の問題点としては①窓口で申請を拒否されることです。二番目に扶助基準が改悪されています。具体的には母子加算と老齢加算の加算部分が廃止縮小されます。三番目に保護水準そのものが低いということです。それから最低賃金制度の問題点としては生活保護の水準と同様に水準が低いということです。たとえば労働基準法の第 1 条は「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」としていますが程遠い水準にとどまっています。第二に最低賃金が生活保護の水準よりも低い地域があるということです。

また、全国水準ですか女性の高卒初任給が 148，000 円、男性の高卒初任給が 155，000

円よりも低い月額で 118, 000 円でしかありません。三番目の問題点として、最低賃金の水準を決める際の考慮する項目として「企業の通常の事業の賃金の支払い能力」があげられていることです。

ですから企業側はこの点を主張して引き上げに抵抗します。

さて、こうした状況のもとでどのような運動にとりくめばいいのかということですが、労働組合、生活と健康を守る会、非正規労働者、失業者などが共同して社会福祉事務所や労働局あるいは労働基準監督署に対して交渉をおこなう必要があるということです。労働組合としては労働組合自らの要求課題としてしっかり位置づけることが必要です。なぜなら正規労働者であっても非正規労働者になる可能性があります。またリストラでいつ失業者になるかわかりません。つまりワーキングプアの予備軍でもあります。したがって正規、非正規、失業者が協力して行動することが求められています。とくに非正規労働者との接点にある地域労連やローカルユニオンの果たす役割は重要です。それから生活と健康を守る会は生活保護の申請手続きについては手馴れているし、生活保護制度の改善要求は生活と健康を守る会としての運動課題でもありますから労働組合と協力することによって大きな効果が期待されます。また非正規労働者や失業者で労働組合に加入していない人はローカルユニオンや青年ユニオンの労働相談窓口で相談すれば悩みや要望に対する適切なアドバイスをうけることができます。さらに個人加盟の労働組合に加入すれば雇用主との団体交渉ができます。

わたしはこうした運動にとりくみ、その前進の可能性が十分あるということを強調したいとおもいます。例えば最低賃金の改善運動の問題ですが、第 166 回通常国会で継続審議となりました最低賃金「改正」法案は政党では日本共産党が、全労連の 1000 円以上・全国一律最低賃金制の確立を支持し、中小企業政策とセットで追及しました。民主党は「全国最低賃金」をベースに、それを超える額での「地域最低賃金」を可能とする最低賃金改正法案を提出しました。社民党は「最賃 1200 円以上」の要求ですが「1000 円以上」を支持すると党首が発言しました。

こうした野党側の攻勢に対して、与党は中小企業の経営事情を理由に、最低賃金の引き上げに難色をしめしました。しかし与党内部からも「先進国最低の日本の最低賃金、このままでいいのか」と自民党の雇用生活調査会からの声があがりました。

このように野党がそろって最低賃金の改善を要求しました。また、労働組合も全労連と連合が「時給 1000 円」要求で一致して運動を展開しています。これらの運動は引き続き秋の臨時国会で全国一律最低賃金制度の確立と「時給 1000 円以上」の実現をめざして運動を強化していく必要があります。こうした運動の反映もあって 2007 年 8 月8日中央最低賃金審議会(厚生労働省の諮問機関)は平均 14 円の引き上げの報告をまとめました。静岡県は B ランクですから 14 円ですが中央最低賃金審議会の答申を 1 円上回る 15 円の引き上げとなり時間給 697 円になりました。それでも 700 円には満たない額ですがこの額は 2002 年度以降最大の上げ幅となりました。しかし、わたしたちの要求である 1000 円にはほど遠い水準であります。静岡県の地域最低賃金はここ 4 年連続して引き上げられました。2004 年に 2 円、2005 年は 4 円、2006 年は 5 円、2007 年が 15 円です。この成果の背景には労働者の粘り強い運動がありました。その第一は署名運動にとりくみ、厚生労働省と静岡労働局に提出したことです。第二に労働局に対して最低賃金の引き上げの要請交渉をおこなったことです。第三に最低賃金審議会の傍聴

を認めさせて傍聴行動を行ったことです。この傍聴というのは全国でも数県しか行われていません。ある審議委員は「傍聴者がいると非常に緊張します」といっていました。第四に最低賃金の引き上げを求める自治体決議にとりくみ県内の 6 自治体が決議をあげました。

このように大衆的な行動によって具体的な成果をあげることができました。今日の情勢は国会での審議をはじめ国民的な関心も高まっています。いまこそ労働組合は生活保護問題と最低賃金問題の改善運動を統一的に推進するときです。また非正規労働者や労働組合に加入していない労働者も自らたちあがり労働組合に加入して行動するときです。以上わたしの提言をおわります。